

令和 7 年度

瀬波地区外1共生保安林整備工事

特 記 仕 様 書

第1条 適用

この特記仕様書は、森林整備保全事業標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）、治山工事共通特記仕様書（以下「共通特記仕様書」という。）を補足する事項を示すものであり、標準仕様書及び共通特記仕様書に優先する。本工事の施工にあたっては、「森林整備保全事業工事標準仕様書」及び「治山工事共通特記仕様書」に基づき実施しなければならない。

第2条 保険の付保及び事故の補償に関する付則

1. 標準仕様書 1-1-1-47 の5項に記載の建設業退職金共済制度のほか、林業退職金共済制度も含まれるものとする。

なお、受注者が中小企業退職金制度に加入しており、被共済者が業務に従事する場合においては、発注者用掛金収納書に代えて、中小企業退職金共済事業本部が発行する加入証明書を発注者に提出するものとする。

2. 標準仕様書 1-1-1-47 「保険の付保及び事故の補償」第5項については、以下のとおり読み替えることとする。

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1カ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。

また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

第3条 法定外の労災保険の付保

受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）に付さなければならない。なお、法定外の労災保険に係る保険料等の費用は、現場管理費率の中に計上されている。

第4条 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

治山工事共通特記仕様書第15条に記載のある各種資材について下表のとおりとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
該当なし		

第5条 三者会議

本工事は、施工者から三者会議の開催を要請された場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断する場合を除き、工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的に、発注者、設計者、施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想、設計条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う三者会議を開催するものとする。開催にあたっては、施工者は、発注者と協議するものとする。

三者会議の運用にあたっては、「森林土木工事の施工段階における三者会議実施要

領」 (<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/100319-1.html>)
によるものとする。

第6条 現場環境の整備（快適トイレ）

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、治山事業共通特記仕様書第14条1項に記載の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

ここに記載の【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当（10,000円/月）を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事等トイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

第7条 週休2日の取組（発注者指定方式）

本工事は、現場閉所による週休2日を促進するため、現場閉所による通期の週休2日は必須とし、さらに月単位の週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（発注者指定方式）であり、その実施に当たっては次によるものとする。

（１） 受注者は、週休2日を確保して工事の施工に当たらなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には、監督職員と協議するものとする。

（２） 週休2日の取組における考え方は、次のとおりである。

ア 現場閉所による月単位の週休2日とは、対象期間内において、月単位の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

現場閉所による通期の週休2日とは、対象期間内において、通期の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 対象期間とは、工事着手から工事完了までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間その他発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

ウ 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

ただし、対象期間内において暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）の水準の状態とみなす。

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）の水準の状態を通期の4週8休という。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

エ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検、コンクリート養生等の現場管理上必要な作業（工程表の進捗が進む作業を除く。）を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

オ 工事着手とは、森林整備保全事業工事標準仕様書（平成29年3月30日付け28林整計第

380 号林野庁長官通知。以下「標準仕様書」という。) 第 1 編第 1 章第 1 節 1-1-1-2 (14)に規定する「工事着手」をいう。

カ 工事完成とは、標準仕様書第 1 編第 1 章第 1 節 1-1-1-2 (16)に規定する「工事完成」をいう。

- (3) 本工事では、表 1 に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数（以下「週休 2 日補正係数」という。）のうち月単位の 4 週 8 休以上を達成した場合の補正係数を、当初から労務単価、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じて積算している。

市場単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表 2 に掲げる当該名称・区分の月単位の週休 2 日補正係数を乗じている。

土木工事標準単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表 3 に掲げる当該名称・区分の月単位の週休 2 日補正係数を乗じている。

現場閉所の達成状況を確認後、当該達成状況が月単位の 4 週 8 休以上ではない場合は、通期の 4 週 8 休以上の補正係数に変更し、請負代金額を変更する。

ただし、明らかに週休 2 日に取り組む姿勢が見られない等の理由により、現場閉所の達成状況が 4 週 8 休以上でなかったときは、週休 2 日補正係数による補正を考慮せずに請負代金額を変更する。

表 1

現場閉所の状況	月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休以上
労務単価	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

※ 見積りによる単価等のうち労務単価、機械経費（賃料）が明らかとなっていないものは、補正の対象としない。

表 2

名称	区分	月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.04	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.03	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01

軟弱地盤処理工		1. 02	1. 01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1. 03	1. 02

表 3

名称	区分	月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休以上
区画線工		1. 04	1. 02
排水構造物工		1. 04	1. 02
コンクリートブロック積工		1. 04	1. 02
構造物取りこわし工	機械	1. 03	1. 02
	人力	1. 04	1. 02

- (4) 週休 2 日の取組状況を確認するため、受注者は、対象期間内に係る毎月分の休日取得計画（実績）書を作成し、休日取得計画書（別紙 1）にあつては当該作業計画月の前月末（初回月分は工事着手日前）までに、休日取得実績書（別紙 2）にあつては当該作業実施月の翌月初め（最終月分は工事完成後）までに速やかに監督職員へ提出する。
- (5) 森林土木工事における週休 2 日の取組について周知を図るため、受注者は、工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、「週休 2 日促進試行工事」である旨を掲示する。
- (6) 週休 2 日の取組状況について、他の模範となるような働き方改革に係る取組や現場閉所の達成状況に応じ、林野庁工事成績評定要領（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。なお、明らかに週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、マイナス評価を行う。
- (7) 受注者は、発注者が今後の工事発注の参考とするために取り組む別紙 3 のアンケートについて記入し、工事完成通知後 14 日以内に発注者へ提出するよう協力するものとする。
- (8) 工事完成後、4 週 8 休以上の現場閉所を達成したことを確認した場合、発注者は週休 2 日の取組実績証明書（別紙 4）を発行する。

第 8 条 ICT 活用工事について

1 ICT 活用工事

本工事は、ICT 技術の活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について、3 次元データを活用する ICT 活用工事（受注者希望型）である。

ICT 活用工事を希望する受注者は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員と協議を行い、協議が整った場合に ICT 活用工事を行うことができる。

2 対象工事

ICT 活用工事の対象工事については、以下の（1）～（8）によるものとする。

- (1) 土工
- (2) 付帯構造物設置工
- (3) 法面工
- (4) 作業土工（床掘）
- (5) 舗装工
- (6) 土工 1,000m³ 未満
- (7) 小規模土工
- (8) 擁壁工

なお、詳細は上記（1）～（8）に該当する「森林整備保全事業 ICT 活用工事（〇）」試行実施要領」によるものとし、林野庁ホームページ（ホーム＞分野別情報＞森林整備保全事業の設計・積算・施工基準等＞森林土木分野における ICT 施工及び 3 次元データの活用）を参照のこと。

(https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/ICT_seko.html)

3 ICT活用工事の実施

建設プロセスの以下の段階においてICT施工技術を活用する工事であり、②④⑤の段階を必須とし、①③の段階は受注者の希望によることとする。

① 3次元起工測量

受注者は、起工測量に当たって、ICTを用いた起工測量または従来手法による起工測量を選択できる。

ICTを用いた起工測量としては、3次元測量データを取得するため、「表1 ICTを用いた起工測量適用表」から選択（複数以上可）して測量を行うことができるものとする。

表1 ICTを用いた起工測量適用表

ICTを用いた起工測量	対 象 工 事	
	・土工 ・付帯構造物設置工 ・法面工（法面整形工のみ） ・作業土工（床掘） ・土工1,000m³未満 ・小規模土工 ・擁壁工	・舗装工
空中写真測量（無人航空機）	○	×
地上型レーザースキャナー	○	○
TS等光波方式	○	○
TS（ノンプリズム方式）	○	○
RTK-GNSS	○	×
無人航空搭載型レーザースキャナー	○	×
地上移動体搭載型レーザースキャナー	○	○
その他の3次元計測技術	○	○

※「○」：適用可、「×」：適用不可

② 3次元設計データ作成

受注者は、設計図書や起工測量で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

受注者は、ICT建設機械による施工又は従来型建設機械による施工が選択できる。ただし、従来型建設機械による施工においても、丁張設置等には積極的に3次元設計データを活用する。

ICT建設機械による施工においては、②で作成した3次元設計データを用いて、3次元MC又は3次元MGを作業に応じて選択して施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和5年3月31日 国土交通省告示第250号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

（1）3次元MCまたは3次元MG建設機械

「3次元MC」とは、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術。

「3次元MG」とは、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、

施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術。

表２ ＩＣＴ建設機械による施工適用表

ＩＣＴ建設機械による施工	対 象 工 事
	・土工 ・法面工（法面整形工のみ） ・作業土工（床掘） ・舗装工 ・土工 1,000m³ 未満 ・小規模土工

④ ３次元出来形管理等の施工管理

工事の施工管理において、「表３ ＩＣＴを用いた出来形管理適用表」または「表４ ＩＣＴを用いた品質管理適用表」から選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとするが、面管理又は管理断面及び変化点の計測による出来形管理が選択できる。

表３ ＩＣＴを用いた出来形管理適用表

ＩＣＴを用いた 出来形管理	対 象 工 事							
	土工	付帯構造 物設置工	法面工	作業土工 （床掘）	舗装工	土工 1,000m ³ 未満	小規模 土工	擁壁工
モバイル端末	×	×	×	×	×	○	○	×
空中写真 （無人航空機）	○	○	○	×	○	○	○	○
地上型レーザー スキャナー	○	○	○	×	○	○	○	○
T S 等光波方式	○	○	○	×	○	○	○	○
T S 等光波方式 （ノンプリズム方式）	○	○	○	×	×	○	○	○
R T K - G N S S	○	○	○	×	×	○	○	○
無人航空機搭載 レーザーสキャナー	○	○	○	×	×	○	○	○
地上移動体搭載型 レーザーสキャナー	○	○	○	×	○	○	○	○
施工履歴データ	○	×	○ 土工	×	×	○ 土工	○ 土工	×
地上写真測量	○	×	○ 土工	×	×	○ 土工	○ 土工	×
その他の３次元 計測技術	○	○	○ 法面整形 工のみ	×	×	○	○	○
T S ・ G N S S （締め回数）	○	×	×	×	×	×	×	×

※「○」：適用可、「×」：適用不可

舗装工の表層については、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミシングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督職員との協議の上、「ＩＣＴを用いた品質管理適用表」を適用することなく、管理断面による出来形管理を行ってもよい。また、降雪・積雪によって面管理が実施

できない場合においても、管理断面及び変化点の計測による出来形管理が選択できるものとする。ただし、完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準ずる出来形計測を行い、⑤によって納品するものとする。

表4 ICTを用いた品質管理適用表

ICTを用いた品質管理	対 象 工 事							
	土工	付帯構造物設置工	法面工	作業土工(床掘)	舗装工	土工 1,000m ³ 未満	小規模 土工	擁壁工
TS・GNSSを用いた回数管理及び従来手法	○	×	×	×	×	×	×	×

※「○」：適用可、「×」：適用不可

土工については、受注者は、治山・海岸土工の品質管理（締固め度）について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごとに、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等の場合は、監督職員と協議の上、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ 3次元データの納品

上記④により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

4 ICT活用工事を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。

また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

5 ICT活用工事で使用するICT機器に入力した3次元設計データを監督職員に提出すること。

6 森林整備保全事業施工管理基準に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測できる場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

7 疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第9条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

1 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第10条 ICT活用工事の費用について

1 受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにICT活用の具体的な工事内容及び対象範囲について発注者と協議を行い、協議が整った場合、ICT活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下の（1）～（8）の該当する項目により計上すること。

- （1）森林整備保全事業ICT活用工事（土工）試行積算要領
- （2）森林整備保全事業ICT活用工事（付帯構造物設置工）試行積算要領
- （3）森林整備保全事業ICT活用工事（作業土工（床掘））試行積算要領
- （4）森林整備保全事業ICT活用工事（法面工）試行積算要領

- (5) 森林整備保全事業 I C T活用工事（舗装工）試行積算要領
- (6) 森林整備保全事業 I C T活用工事（土工 1,000m³ 未満）試行積算要領
- (7) 森林整備保全事業 I C T活用工事（小規模土工）試行積算要領
- (8) 森林整備保全事業 I C T活用工事（擁壁工）試行積算要領
- (9) その他の工種においては、見積による対応とする。

ただし、監督職員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、受注者は監督職員からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。

なお、詳細は上記（1）～（7）については、該当する「森林整備事業 I C T活用工事（〇〇）試行積算要領」によるものとし、林野庁ホームページ（ホーム>分野別情報>森林整備保全事業の設計・積算・施工基準等>森林土木分野における I C T施工及び3次元データの活用）を参照のこと。

(https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/ICT_seko.html)

- 2 施工合理化調査等を実施する場合はこれに協力すること。

第 11 条 施工計画書の作成

受注者は、技術提案書を施工計画書に添付するものとする。

第 12 条 情報共有システムの取り組みについて

本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。

第 13 条 遠隔臨場の取り組みについての評価について

本条の取り組みの実施に対し、情報通信技術（ICT）への取り組みにより「受発注者間のコミュニケーションの円滑化」「受発注者の事務負担の軽減」が図られるため、林野庁工事成績評定要領（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。

第 14 条 森林土木木製構造物暫定施工歩掛の使用について

森林整備保全事業標準仕様書 1-1-1-13「調査・試験に対する協力」において、同仕様書の各項に記載のある調査のほか、発注者の指示又は受注者の協議により森林土木木製構造物暫定施工歩掛を採用、施工した場合は、必ず歩掛等の検証のうえデータを記録し、発注者（監督職員経由）へ提出すること。

第 15 条 ウィークリースタンス等の推進

本工事は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、下記の事項について工事着手前に受発注者間で共有し、工事を進めていくこととする。

1. 打ち合わせ時間の配慮
打ち合わせは、勤務時間内におこなう。
2. 資料作成依頼の配慮
資料作成依頼は、休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう十分に配慮する。
3. ワンデーレスポンスの再徹底
問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

第 16 条 建設発生土の搬出先

本工事による建設発生土の搬出は計画していない。

第 17 条 森林整備保全事業工事仕様書に対する特記事項

「森林整備保全事業工事標準仕様書」に対する特記事項は次のとおりとする。

条 項	項 目	特 記 事 項
1-1-1-28	施工管理	工事標示板または工事を周知する掲示物には「間伐材、合法材利用促進工事」である旨を明記すること。 なお、掲載内容の詳細については、監督職員の指示によること。
3-4-10-1	一般事項	仮設工において、木材の利用や支障木を有効に活用すること。

第 18 条 令和 6 年能登半島地震の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定において林野庁工事成績評定要領様式 6 ②の考査項目「6. 社会性等」の 8. その他に、次の評価項目を追加した上で加点評価する。

[様式 6 ② 主管課長・担当課長等の考査項目表]

☐ 8. その他

(【被災農林漁家の就労機会の確保】令和 6 年能登半島地震の被災地域における被災農林漁家を雇用した。)

第 19 条 航空レーザ測量データの活用について

発注者が保有する資料等は、支障のない範囲で貸与若しくは閲覧できる。なお、該当するデータの有無は発注者に確認すること。

また、貸与された資料等は厳重に管理を行うとともに、目的外の利用は行わないこと。資料等の利用後は確実に返却または、データの廃棄等を行うこと。

保有する資料の一例は次のとおり

- (1) 関東森林管理局が管理する航空レーザ測量データ
- (2) 国土交通省国土地理院が管理する航空レーザ測量データ

[illegible]

※休日数割合とは、休日を休日と作業日の和で除した割合をいう。

凡例：○：休日、●：振替休日、作：作業日、振作：振替作業日

○ 休日取得(計画・実績)書

工事件名: ○○工事

様式 2

令和○年 ○月																															備考								
			1 木	2 金	3 土	4 日	5 月	6 火	7 水	8 木	9 金	10 土	11 日	12 月	13 火	14 水	15 木	16 金	17 土	18 日	19 月	20 火	21 水	22 木	23 金	24 土	25 日	26 月	27 火	28 水	29 木	30 金	31 土						
工程	現場事務所の設置、 資材の搬入	計画																																					
		実績																																					
	仮設工	計画																																					
		実績																																					
	土工	計画																																					
		実績																																					
	法面工	計画																																					
		実績																																					
			計画																																				
			実績																																				
		計画																																					
		実績																																					
		計画																																					
		実績																																					
元請	〇〇建設	現場代理人	林野 太郎					作	作	作	作	作	○	○	作	作	作	作	作	○	○	作	作	作	作	作	○	○	作	作	作	作	作	○	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.5%	
								作	作	作	作	作	○	○	作	作	作	作	作	○	○	作	●	作	作	作	振	○	○	作	作	作	作	作	○	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.5%
		監理技術者	林野 一郎					作	作	作	作	作	○	○	作	作	作	作	作	○	○	作	●	作	作	作	振	○	○	作	作	作	作	作	○	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.5%
								作	作	作	作	作	○	○	作	作	作	作	作	○	○	作	●	作	作	作	振	○	○	作	作	作	作	作	○	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.5%
		職員	林野 二郎					作	作	作	作	作	○	○	作	作	作	作	作	○	○	作	●	作	作	作	振	○	○	作	作	作	作	作	○	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.5%
								作	作	作	作	作	○	○	作	作	作	作	作	○	○	作	●	作	作	作	振	○	○	作	作	作	作	作	○	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.5%
		職員	林野 三郎					作	作	作	作	作	○	○	作	作	作	作	作	○	○	作	●	作	作	作	振	○	○	作	作	作	作	作	○	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.5%
下請	△△土建														作	作	作	作	○	○	作	作	作	作	作	○	○	作	作	作	作			4	12	4/16*100=25.0%	4/16*100=25.0%		
															作	作	作	作	○	○	作	●	作	作	作	振	○	○	作	作	作	作			4	12	4/16*100=25.0%	4/16*100=25.0%	
下請	□□土木																														作	作	○	1	2	1/3*100=33.3%	1/3*100=33.3%		
																														作	作	○	1	2	1/3*100=33.3%	1/3*100=33.3%			
備考																																							

「週休 2 日を促進する試行工事」実施アンケート

1 試行工事の概要について

(1) 工事名：

(2) 工事期間：

2 貴社の週休 2 日の達成状況及び試行工事の条件について

(1) 計画的に完全週休 2 日、月内週休 2 日又は工期内週休 2 日を達成できましたか。

※「完全週休 2 日」とは、週のうち土曜日及び日曜日を休工日とするもの。

「月内週休 2 日」とは、ひと月のうちで 4 週 8 休を達成するもの。

「工期内週休 2 日」とは、工期内で 4 週 8 休を達成するもの。

①完全週休 2 日を達成できた。

②①は確保できなかったが、月内週休 2 日は達成できた。 → (2) へ

③①、②は確保できなかったが、工期内週休 2 日は達成できた。

④週休 2 日を達成できなかった。

回 答：_____

(2) 月内週休 2 日を達成できなかった理由は何ですか。

(自由記載)

--

(3) 試行工事の工期設定はどうでしたか。

①適切である。

②余裕がある。

③不足する。 → (4) へ

回 答：_____

(4) 不足する理由及び不足日数を教えてください。

(自由記載)

不足日数	

2 完全週休 2 日の導入について

完全週休 2 日を導入することに関して、発注者に求めること、現場や体制上の課題や不安はありますか。

(自由記載)

--

番 号
年 月 日

(契約の相手方)

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

分任支出負担行為担当官

〇〇森林管理署長 〇〇 〇〇

〇〇工事の請負施行について

(完成検査合格通知及び週休2日の取組実績証明書)

月 日完成検査を実施した結果、合格と認めるので請負契約約款第32条2項により通知します。

また、週休2日の取組状況を確認した結果、4週8休以上の現場閉所（休日確保）を達成したことを通知します。

記

1 工 期 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

2 週休2日の取組結果

4週8休（28.5%）以上を達成